

空き家フルリノベーション支援事業費補助金実施要領

(目的)

第1条 この要領は、空き家フルリノベーション支援事業費補助金交付要綱(以下、「要綱」という。)の施行に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要領における用語の意義は、この要領に別段の定めがあるもののほか、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令に定めるところによる。

(空き家フルリノベーション改修の基準)

第3条 要綱第2条第4号及び第5号で規定する水準は、以下のとおりとする。

- (1) 空き家フルリノベーション改修の Re チャレンジ水準とは、改修後の住宅が次に掲げる基準に適合するものであることとする。
 - ア 断熱性能について、外皮平均熱貫流率が $0.34(\text{W}/\text{m}^2 \cdot \text{K})$ 以下であること。
 - イ 気密性能については、相当隙間面積が $5.0(\text{cm}^2/\text{m}^2)$ 以下であること。
 - ウ 一次エネルギー消費量について、設計一次エネルギー消費量が、再エネ等を除き、基準一次エネルギー消費量から 20%以上削減されていること。
 - エ 耐震性能について、富山県木造住宅耐震改修支援事業(以下「耐震改修事業」という。)に係る耐震改修の基準の 1.25 倍又は現行の建築基準法の耐震規定の 1.25 倍に適合するものであること。
- (2) 空き家フルリノベーション改修の Re アドバンス水準とは、改修後の住宅が次に掲げる基準に適合するものであることとする。
 - ア 断熱性能について、外皮平均熱貫流率が $0.60(\text{W}/\text{m}^2 \cdot \text{K})$ 以下であること。
 - イ 一次エネルギー消費量について、設計一次エネルギー消費量が、再エネ等を除き、基準一次エネルギー消費量から 20%以上削減されていること。
 - ウ 耐震性能について、耐震改修事業に係る耐震改修の基準又は現行の建築基準法の耐震規定に適合するものであること。
- (3) 第1号エ及び第2号ウの基準については、別に定めるものとする。

(雑則)

第4条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

この要領は、令和8年6月30日から施行する。